

法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面

平成 年 月 日

(発注者)

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 1 3 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 円
(受注者の見積金額で直接工事費とする)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円
(受注者の見積金額で直接工事費とする)

別紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）